

重度化対応加算等の経過措置に係る経緯について

平成18年4月 重度化対応加算及び夜間看護体制加算の創設

- 介護老人福祉施設等の入所者の重度化に対応し、夜間を含めた看護体制の強化や看取り体制を整備する観点から創設。
- 「常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること」を加算の算定要件の一つとしたが、施設が常勤の看護師を確保するために要する期間を考慮して、平成19年3月末までの間は、常勤の看護師に代えて常勤の看護職員でも算定可能とする経過措置を設定。

平成19年3月 経過措置を1年間延長

- 施設における常勤の看護師の確保が進んでいなかったことから、平成20年3月末まで1年間の延長を決定。

平成20年3月 経過措置を半年間再延長

- 各施設及び関係団体等においてさらに看護師確保に努めたものの、なお常勤の看護師を確保できず常勤の看護職員で加算を算定している施設が存在したため、そのような施設の実態等を明らかにするための調査を行うとともに、調査に要する期間として、さらに9月末までの延長を決定。

※ 社会保障審議会の答申では、「重度化対応加算等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、介護老人福祉施設等における重度化対応加算等のあり方について本年9月末までに結論を得るものとする。」とされた。

重度化対応加算等の概要

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、次の①～⑤の要件を満たす場合に、重度化対応加算を算定する。
- 短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護において、次の①・②の要件（特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護については①・②に加え※の要件）を満たす場合に、夜間看護体制加算を算定する。
- 加算単位は、いずれも入所者1名につき1日当たり10単位。

重度化対応加算	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
夜間看護体制加算	短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

【重度化対応加算】 1日10単位加算

- ①常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
 - ②看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
 - ③看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
 - ④看取りに関する職員研修を行っていること。
 - ⑤看取りのための個室を確保していること。
- ※重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。